

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業
環境影響評価準備書」に関する意見

令和5年4月

静岡県

はじめに

本事業は、株式会社シーテックが、島田市、掛川市及び周智郡森町にまたがる八高山稜線^{はっこうさん}上において、風力発電設備を15基（4,200kW）、総出力が最大57,600kWの風力発電所を設置するものである。

事業実施区域の大部分は森林地域で、その約半分が鳥獣の生息及び生息地の保護のために鳥獣保護区に指定されているほか、水源^{すいげん}の涵養^{かんよう}、土砂の流出防備などの公益目的を達成するために指定された保安林など、豊かな自然環境を有するとともに、簡易水道施設や飲料水供給施設の水源となっている。加えて、事業実施区域及びその周辺には、下流域への土砂の流出を防ぐための砂防指定地や、土砂災害防止のための土砂災害警戒区域等に指定されている土地が存在している。

また、希少猛禽類であるクマタカ¹が生息しており、加えて、サシバ²やハチクマ³の国内最南の渡りのルートとして知られている。特に、クマタカについては事業実施区域に8ペアが生息し、繁殖も確認されている。

一方、事業実施区域の周辺は、大井川鉄道の新金谷駅を起点として川根本町の千頭^{せんず}駅まで運行されている蒸気機関車や、大井川をはじめとした自然環境を活用した水遊び、キャンプ、魚釣り等のレジャーのほか、地域で受け継がれてきた歴史・文化などの資源を活かした観光が盛んな地域である。また、豊かな自然環境を有する八高山周辺は、ハイキングコースとして多くの人々から親しまれ、人と自然が触れ合う活動の場となっている。

こうした地域特性を有する当該地域において、風力発電設備が設置されることに対し、地域住民や専門家からは、生活環境や自然環境、地域の観光資源に影響が及ぶことを強く懸念する声があがっている。

-
- 1 「クマタカ」とは、タカ目タカ科の大型の猛禽類で、全長約70～80cm、翼開長約140～165cm。全国的に分布しており、主な生息環境は山地の森林である。営巣地は樹齢の高い林で、営巣木は特に樹高のある大木を利用する。（静岡県レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリスト・絶滅危惧ⅠB類（EN））
 - 2 「サシバ」とは、タカ目タカ科の中型の猛禽類で、全長約50cm、翼開長約100～115cm。国内では主として東北地方以南に夏鳥として渡来し、主な生息環境は樹林と水辺や湿地、草原がある谷戸環境を有する里山である。（静岡県レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類（VU））
 - 3 「ハチクマ」とは、タカ目タカ科の中型の猛禽類で、全長約60cm、翼開長約120～135cm。国内には夏鳥として渡来し、主な生息環境は落葉広葉樹林、草地、山間の水田、湿地などがある平野部から低山にかけての里山である。（静岡県レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリスト・準絶滅危惧（NT））

そこで、事業者はこうした地域特性、地域住民や専門家及び関係市町長の意見を踏まえ、本事業の実施が生活環境及び自然環境に及ぼす影響を回避又は低減することが求められる。

なお、事業実施区域及びその周辺では、令和4年9月に発生した台風第15号による記録的な大雨で、土砂災害等の甚大な被害が発生しており、地域住民からは、大規模な土地の改変が実施される本事業に対し、不安に思う声が多く寄せられた。

このため、本事業の実施に当たっては、各法令基準を遵守することはもとより、気候変動に伴う近年の降雨状況の変化などの自然現象を十分に考慮する必要があることを認識いただきたい。

I 全般的事項

1 環境に配慮した計画検討

風力発電設備及び工事用道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)に係る環境影響評価について、調査、予測及び評価の内容が不足している水資源や動物などの項目は、環境への影響の回避又は低減を優先するように評価手法に検討を加えた上で、予測及び評価を追加して行い、その内容を評価書に記載すること。その結果、重大な環境への影響が認められる場合には、風力発電設備等の配置や構造の見直し等を含む環境に配慮した計画の検討を行うこと。

2 土地の改変及び森林の伐採の縮減

本事業に伴う大規模な土地の改変及び森林の伐採については、環境の保全の見地から、必要最小限に縮減するよう努め、工事中から供用後に至るまで事業実施区域及びその周辺の生活環境や自然環境への影響を回避又は低減すること。

3 長期的な影響の評価

本事業は、風力発電設備等の存在や稼働が長期間にわたるため、事業実施区域及びその周辺の生活環境及び自然環境に予測し得なかった影響を及ぼすおそれがある。

このため、予測及び評価に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、適切な事後調査を実施すること。

4 地域住民への丁寧な説明

事業実施区域及びその周辺では、令和4年9月に発生した台風第15号により、河川や人家への土砂の流入や道路の路肩の決壊などの被害があったことから、山地の大規模な土地の改変を行う本事業に対して、地域から不安に思う声が多く寄せられた。こうした土地の安定性に係る不安をはじめ、騒音・振動や水質・水量の変化など生活環境や自然

環境への影響を懸念する声も多い。

このため、地域住民の不安が払拭されるように、事業計画の進捗に応じながら、分かりやすい表現を使用し、地域住民に積極的な情報提供及び丁寧な説明をすること。

II 個別事項

1 大気質

工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居等が存在することから、工事関係車両等の通行に伴う排気ガスや粉じん等による大気質への影響を回避又は低減するように適切な環境保全措置を講じること。

2 騒音、振動及び低周波音

本事業における土地の造成及び道路工事の実施や工事関係車両の通行、風力発電設備の建設や稼働による騒音、振動及び低周波音が、地域住民の生活環境や動物の生息環境、八高山周辺のハイキングコース等の利用者に及ぼす影響について、国内外の類似条件での事例や最新の知見を踏まえ、回避又は低減するように配慮すること。

特に、風力発電設備等の稼働に伴う騒音及び低周波音については、音量の大小にかかわらず、地域住民やハイキングコース等の利用者が不快に感じる場合があり、長期的に影響を及ぼすおそれがあることから、事後調査の実施を検討すること。

3 風車の影

最大高さが142.5mの風力発電機の存在及び稼働に伴う風車の影が、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合、適切な環境保全措置を講じること。

4 水資源

事業実施区域及びその周辺には、水源を涵養し土砂流出を防止する森林が分布するとともに、地域住民が利用する簡易水道水源地及び飲料水供給施設水源地が複数存在している。このため、本事業に伴う土地の改変や森林の伐採に起因した生活用水の水質及び水量への影響を回避又は極力低減するように適切な環境保全措置を講じること。

また、工事中及び完了後の未舗装の工事用道路の路面、緑化途中の切土や盛土の法面等から、降雨に伴い濁水が長期にわたり流出するこ

とにより、河川の水質が変化し、水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な環境保全措置を講じること。

水質・水量に係る予測及び評価に不確実性があることから、調査地点の追加等を検討した上で、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、適切な事後調査を実施すること。

5 地形及び地質（土地の安定性）

事業実施区域の主な地質は、破碎された岩石が入り混じったものであり、風化等による崩壊や地すべりの危険性が高く、土地の改変や森林の伐採に伴い斜面の不安定化につながるおそれがあることから、土地の安定性に係る予測及び評価については、地質の判定基準等の統一を図り、必要に応じ追加的な調査を十分に行った上で、結果を評価書に記載すること。

評価の結果、崩壊等の危険性が特に高い箇所では造成工事を回避し、必要な措置を講じること。

6 動物、植物及び生態系

(1) 鳥類、哺乳類

ア クマタカ

事業実施区域及びその周辺で確認された8ペアに関して、大半のペアの営巣木又は営巣地が確認されておらず、加えて準備書には幼鳥についての記載もなく、十分な予測及び評価が行われていないことから、事業の実施に当たっては以下の点に留意することを強く求める。

(ア) データの信頼性の検証

クマタカに関する予測及び評価の根拠に使用されている年間予測衝突数は、調査地点からの観察データに基づいたブレード円内のクマタカの通過頻度から算定されている。このため、各調査地点から風力発電機のブレード高さにおけるクマタカの飛翔の視認状況に偏りがある場合や、視認が容易又は困難な調査

地点からの観察日数に偏りがある場合など、データによっては、導き出される年間予測衝突数に重大な影響を与えるおそれがある。しかしながら、準備書には得られたデータに偏りが無いことの検証について記述がない。

このため、年間予測衝突数については、使用したデータの信頼性の検証を行い、その結果を評価書に記載すること。

(イ) 風力発電機の基数及び配置の再検討

準備書〔非公開版 2/3〕には行動圏⁴の範囲が表示されているが、営巣場所があると推定される場所を中心とした半径 1.5km の高利用域⁵が抽出されていない。また、営巣中心域⁶や高利用域などの解析や行動圏の重なりと、隣接ペアとの関係や採餌環境の好適性や餌資源量の調査結果との関係が不明であり、クマタカに関する内部構造⁷は全く解析されていない。

特に、^{きょうづかやま}経塚山に設置予定の 4 基（6 号機から 9 号機）のうち南側の 8 号機と 9 号機では、クマタカがその周辺を飛翔する頻度が高く、9 号機は由井モデル⁸に基づく希少猛禽類年間予測衝突数の最大メッシュに複数隣接している。このため、衝突の危険性は明確であり、経塚山周辺に生息するペアにおける影響の予測と風力発電機の設置予定位置に関する検討が不十分であると言わざるを得ない。

4 「行動圏」とは、つがいが通常の生活を行うために飛行する範囲のこと。クマタカの行動圏は基本的に営巣場所のある水系沿いに展開し、水系を挟む尾根の内側が主要な行動範囲で、大きな谷ごとに行動圏を持つことが多い。雌と雄の行動範囲は完全には一致しないが、12 月以降の造巣期以降は、雌雄とも営巣場所を中心とした概ね 1.5km 以内が主要な行動圏になっているものと考えられる。クマタカ調査では、調査で明らかになったつがいの全ての飛行軌跡やとまり場所を地形図上に記入し、凹部がないように最外郭を結んだ範囲を行動圏とする。

5 「高利用域」とは、行動圏内にあるつがいが高頻度で利用する範囲のことで、重要な採食地やそこへの移動ルートとなっている範囲を含む。この部分に事業が影響を与えることは、採餌環境を悪化させることにつながる。クマタカではコアエリアと呼ばれることもあり、1 年間を通じてよく利用する範囲がこれにあたる。

6 「営巣中心域」とは、営巣場所の営巣木や岩棚及びそこに近接する監視やねぐらのためのとまり場所、食物の処理場所等を含む区域のこと。繁殖期に設定され、他個体の侵入から強く防衛される範囲であり、営巣木及び巣立ち後の幼鳥を養育のために必要な地域である。

7 「内部構造」とは、行動圏のうち、高利用域・採食地・営巣中心域によって区分されている。

8 「由井モデル」とは、『球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法：由井正敏・島田泰夫（平成 25 年）』のこと。

また、令和3年調査に基づく年間予測衝突数は、行動圏が重なる2号機及び6号機が高い数値であることから、生息ペアへの重大な影響が懸念される。

加えて、専門家のヒアリング結果により、クマタカは風力発電機から500mの利用を避ける傾向があり、さらに1ペアの生存には700haの行動圏が必要、という意見を踏まえると、経塚山付近のペアの行動圏が700haを確保されないおそれがある。また準備書で、風力発電機の周囲500mが、「行動圏における採餌環境好適性区分毎の改変面積及び減少率」の解析に考慮されていない。

以上のことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づき、クマタカの高利用域や営巣中心域を特定するなどして内部構造から解析すること。また、個体識別を含めた調査を追加し、ペアごとの影響を予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

その結果、経塚山周辺等でクマタカの生息及び繁殖に係る重大な影響が認められる場合には、風力発電設備等の基数や配置の見直し等を含む環境に配慮した計画の検討を行うこと。また、配置等を見直さない場合は、クマタカの生息及び繁殖が維持できる理由を記載すること。

なお、継続・追加調査の結果を踏まえ、クマタカへの影響に係る予測及び評価の再検討に当たっては、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会等の助言を受けること。

(ウ) 環境保全措置

クマタカの生態的特性を踏まえた上で、ペアごとに予測及び評価を適切に行い、適切な環境保全措置を具体的に評価書に記載すること。

なお、環境保全措置に当たっては、繁殖期に工事の実施を避け

ることや、事業実施区域における餌場の創出や植生・森林の整備なども含め再検討すること。

(エ) 事後調査

「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づき、工事の実施中から完了後5年程度はモニタリング調査を継続するよう事後調査計画を検討し、評価書及び事後調査計画書に記載すること。

(オ) その他

営巣地が第三者に知られ、営巣地付近にカメラマンや観察者が増えることにより、各ペアの行動や繁殖が阻害されることがないよう、調査に当たっては十分配慮すること。

イ ミゾゴイ⁹

事業実施区域の盛土予定地近傍では、ミゾゴイの行動圏と考えられる沢や谷底地形が存在しており、生息・繁殖の可能性があることから、調査内容に非繁殖期の古巣の探索、営巣可能な植生や樹林の分布、餌場や水場などの移動経路等も含めて、繁殖地を特定するなど丁寧な再調査・解析を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、工事による改変区域においてはミゾゴイの営巣地を考慮し、工事の実施を繁殖期から避けるなどの適切な環境保全措置を講じること。

ウ 鳥の渡り

サシバやハチクマの渡りのルート等の予測及び評価については、個体数調査が不十分であるため、追加調査を可能な限り風力発電機の設置予定位置で実施し、改めて予測及び評価を行った結果を評価書に記載すること。小鳥類の渡りについても、調査場所や調査手法

9 「ミゾゴイ」とは、コウノトリ目サギ科の夏鳥で、全長約50cm。国内には4月中・下旬頃に渡来し、日本のみで繁殖する。主な生息環境は、丘陵や低山の、沢のあるよく繁った広葉樹林などの暗い森林である。(静岡県レッドリスト・絶滅危惧ⅠB類(EN)、環境省レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類(VU))

が不十分であるため、調査場所や夜間調査を含む調査時間を見直した追加調査を実施し、年間予測衝突数の算定を含めた予測及び評価を改めて行った結果を評価書に記載すること。

また、地元の鳥類観察者や研究者、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会等の専門家と情報共有するように努めること。

事業実施区域に加え、浜松市北部で計画されている風力発電事業区域も、サシバやハチクマの国内最南の春秋の渡りルートとなっており、ルート上に複数の風力発電機が設置されることによる累積的影響のおそれがあることから、他事業や他事例に係る情報収集に努めるとともに事後調査を行うこと。

エ その他

事業実施区域近傍で、ブッポウソウ¹⁰ やヤイロチョウ¹¹ が確認されていることから、工事中や事後調査等で事業実施区域で確認された場合は、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 魚類、両生類等

土砂や濁水の河川への流入、湧水量の変化及び森林の伐採による湿潤環境の変化の影響を受けやすい水生生物の生息環境に及ぼす影響について、回避又は低減するように適切な環境保全措置を講じること。

本事業の実施による、生息地を移動することが困難な魚類や陸産貝類への影響について、生息環境や生息状況などの変化を可能な限り把握するよう、工事中及び供用後における事後調査を実施し、影響があると認められる場合は、適切な環境保全措置を検討すること。

10 「ブッポウソウ」とは、ブッポウソウ目ブッポウソウ科の夏鳥で、全長約 30cm。国内では本州・四国・九州に渡来する。主な生息環境は、近年は山間部を流れる大河の橋梁部付近のみとなった。しかし、県内では 2000 年以降は営巣場所が 2 カ所に限られ、さらに、2015 年以降に飛来はあったが、繁殖はなくなった。(静岡県レッドリスト・絶滅危惧 I A 類(CR)、環境省レッドリスト・絶滅危惧 I B 類 (EN))

11 「ヤイロチョウ」とは、スズメ目ヤイロチョウ科の夏鳥で、全長約 18cm。国内では本州中部以南で繁殖する。県内では、低山の落葉広葉樹の混ざったスギなどの針葉樹の植林地で、沢や急傾斜地のあるような場所を好んで生息・繁殖する。(静岡県レッドリスト・絶滅危惧 I B 類(EN)、環境省レッドリスト・絶滅危惧 I B 類 (EN))

清流に生息する魚類のアカザ¹²については、事業実施区域及びその周辺の白光川^{はっこうがわ}において、5個体の生息が確認されており、生息密度も高いことから、降雨に伴う濁水の流入について回避又は低減するよう、工事工程を慎重に検討するとともに、適切な環境保全措置を講じること。

一時的に水を貯留する沈砂池を設置した場合、繁殖場所としてカエル等の両生類が移動する可能性があることから、沈砂池にはカエル等の両生類の侵入防止対策等の措置を検討すること。

陸産貝類については、工事の実施による乾燥化により個々の生息環境に及ぼす影響について、改変区域から生息地までの距離を具体的に示して、調査、予測及び評価を行い、評価書に記載するとともに、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 昆虫類

事業実施区域及びその周辺の水辺を生息地とする種が存在することから、水辺環境についても適切な環境保全措置を検討すること。

クロヒカゲモドキ¹³等の希少な昆虫類が生息している可能性があることから、追加調査を実施し、生息が確認された場合には、適切な保全措置を講じ、その結果を評価書に記載すること。

特に、事業実施区域において、清流に生息するニホンカワトンボ¹⁴が確認されていることから、生息環境への影響について調査、予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

12 「アカザ」とは、ナマズ目アカザ科の魚で、全長約12cm。日本固有種で清流に生息し、県内では都田川（浜名湖流入河川）から中部の瀬戸川水系まで自然分布する。主な生息環境は、河川の中流域上部から上流域下部にかけての瀬で、巨石の浮石のあるところである。（静岡県レッドリスト・絶滅危惧ⅠB類（EN）、環境省レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類（VU））

13 「クロヒカゲモドキ」とは、チョウ目タテハチョウ科のチョウで、開張約60mm。国内では、本州、四国、九州に分布し、県内では安倍川流域以西の山地に分布し、富士山、伊豆半島には分布しない。主な生息環境は、やや暗い谷沿いの雑木林や、その周辺である。（静岡県レッドリスト・要注目種（N-II分布上注目種等）、環境省レッドリスト・絶滅危惧ⅠB類（EN））

14 「ニホンカワトンボ」とは、トンボ目カワトンボ科のトンボで、体長は約50～70mm。本県が個体群として太平洋側の分布の東限に当たり、県内では浜松市に分布するほか、静岡市で記録がある。主な生息環境は、平地から丘陵地の、周囲に樹林があり流れ際に抽水植物が繁茂する、比較的開けた清流である。（静岡県レッドリスト・絶滅危惧ⅠB類（EN））

(4) その他

ア 環境保全措置

施設の稼働によるコウモリ類、鳥類の風車への衝突事故（バットストライク、バードストライク）について、種ごとに翼開長の大きさ、旋回性能などの飛翔特性が異なることから、種の生態的特性に応じて具体的に予測し、評価書に記載すること。また、予測には不確実性を伴うため、コウモリ類や鳥類への影響が確認された場合は、風車の稼働制限等の環境保全措置を検討すること。

環境保全措置の検討に当たっては、個々の動物によって生活史が異なることから、種別に環境保全措置を具体的に検討し、評価書に記載すること。

イ 工事の実施

希少生物が確認されている場所については、濁水の流入を回避又は低減するよう、工事用道路のルートなどを慎重に検討し、その結果を評価書に記載すること。

重要種は、事業実施区域に一様に分布しているわけではなく、道路工事や盛土等によって特定の生息・生育地が消失するおそれがあるため、工事箇所に沿った調査、予測及び評価を行い評価書に記載すること。

土地の改変区域のうち、工事用道路及び風力発電機ヤードの法面等の緑化の実施に当たっては、シカの食害により緑化が失敗する事例があることから、堅牢な防護柵を設置することなど、緑化後の維持管理について検討し、評価書に記載すること。また緑化に当たって、可能な限り在来種を選定するなど、外来種を持ち込むことのないよう慎重に検討すること。

7 景観

事業実施区域及びその周辺には、大井川の拡がりや連なる山並みや、そこで育まれた人々の営みが、古来から現在に至るまで原風景として

の景観価値を有している。また、大井川鉄道をはじめ、多くの地域資源が点在し、視点場が存在している。このため、風力発電機の設置場所の選定については、各視点場や眺望点からの山並みや稜線、原風景の景観を阻害しないよう、フォトモンタージュ等のシミュレーションを用いて再度、眺望景観の変化を予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。

風力発電設備等の塗装色を環境融和色で検討する際には、専門家の意見を踏まえること。また、塗装の素材は、経年劣化の少ない素材の使用に努めるとともに、劣化の影響による景観の悪化がないように配慮すること。

航空障害灯の風力発電機への設置については、「風力発電設備に係る航空障害灯の設置基準」に基づき、5 km 圏内におけるグレア¹⁵ 効果の影響を調査、予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。また、その結果を、地域住民に対し広く周知するよう努めること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周辺には、八高山、東海自然歩道¹⁶ 及び野守の池¹⁷ などの人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在している。主要な10地点における調査、予測及び評価を行っているが、事業の実施による騒音や低周波音、景観の変化が、これらの場の利用に及ぼす影響についての適切な調査、予測及び評価が行われていない。

そのため、上記の観点から文献調査や現地踏査、聞き取り調査の追加調査を実施すること。工事実施及び風力発電機の存在に係る自然資源の改変、遊歩道等の利用性及び快適性の変化について予測及び評価を行い、風力発電設備等の設置がこれらの場の利用に影響を及ぼす場合は、その影響を回避又は低減するよう、必要な環境保全措置を講ずること。

15 「グレア」とは、良好な見え方を阻害するもので、不快感や物の見えづらさを生じさせるような「まぶしさ」のこと。

16 「東海自然歩道」とは、東京都八王子市高尾の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市の「明治の森箕面国定公園」を結ぶ総延長1697.2kmの1都2府8県に及ぶ長距離自然歩道であり、歩いて自然や貴重な文化遺産と触れ合うことを目的に整備された。

17 「野守の池」とは、島田市川根町家山の中心にある外周約1.2kmの池で、大井川の河跡湖のこと。へら鮎釣りや夏祭りの会場等に利用され、地域の憩いの場となっている。

事業実施区域付近に位置し、静謐な環境にある「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」についても、風力発電設備等の設置による影響が及ぶおそれがあることから、調査地点に追加すること。

なお、予測及び評価に当たっては、主要な10地点に加え、コース内におけるカザンタオ¹⁸他の調査地点からの風力発電機の距離及び水平視野角の調査を行い、利用性及び快適性による評価基準を示すとともに、シミュレーション等を作成し保全措置を検討すること。

人と自然との触れ合いの活動の場は、季節により利用状況が変化することから、工事関係車両の通行については、交通量に加え、利用状況を考慮した上で、最大限配慮すること。

予測対象時期は、工事施工ヤード設置時、工事用道路等の設置時、風力発電設備等の完成時とすること。

9 廃棄物

事業の実施に伴う土地の改変及び森林の伐採を可能な限り抑制し、発生土や発生木材等を削減し、環境負荷の最小化に努めること。

発生土を事業実施区域で処分するに当たっては、砂防指定地等の制限行為を伴う区域を改めて確認した上で具体的な計画を再検討し、配置の見直しや土砂流出対策等を含む適切な措置を講じること。

伐採された支障木等については、資源として有効利用を図ること。

事業終了後の廃棄物の発生量を最大限抑制した上で、廃棄物の減量化及び再資源化が図られるよう十分配慮すること。

10 文化財

調査及び工事中に遺跡、遺物が発見された場合は、速やかに各市町の文化財行政所管課に連絡すること。

18 「カザンタオ」とは、八高山の登山口の一つ。